

## 秩父別町の人事行政の運営状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

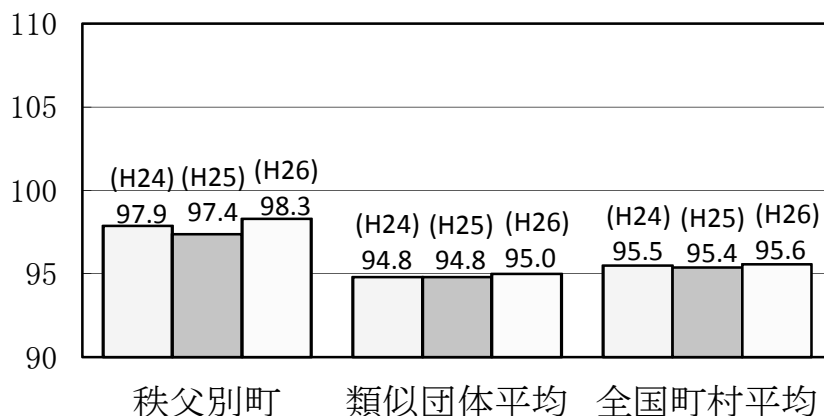
区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	2,621	2,862,070	68,332	428,689	15.0	15.3

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり人件費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	46	157,065	23,326	61,551	241,942	5,260	5,382

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には、当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年度及び平成25年度は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額がないとした場合の値である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
秩父別町	41.7 歳	309,898 円	336,936 円	331,524 円
北海道	43.4 歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円
国	43.5 歳	335,000 円	-	408,472 円
類似団体	41.6 歳	303,591 円	344,539 円	332,748 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区分		秩父別町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	170,716 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	139,258 円	140,100 円

※ 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額)である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（26年4月1日現在）

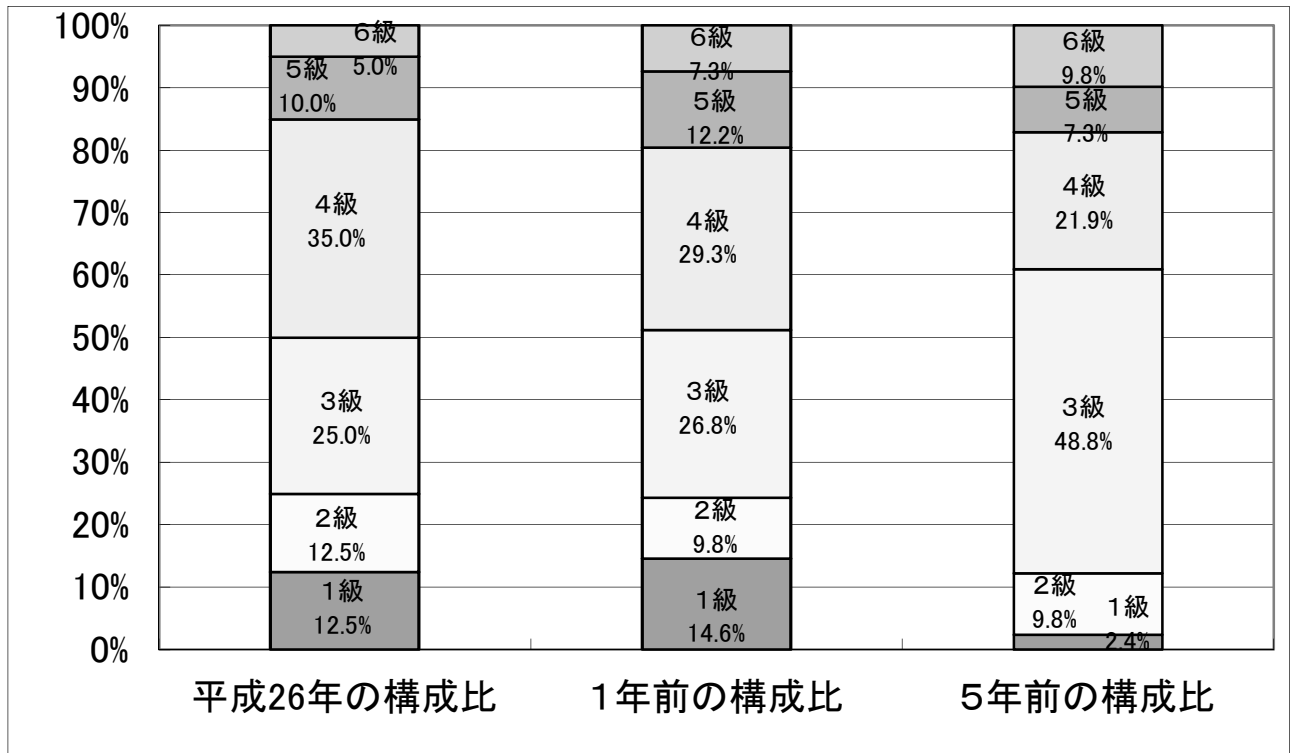
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	— 円	307,920 円	341,166 円
	高校卒	205,400 円	— 円	— 円

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号級の 給料月額
1 級	係員の職務	5 人	12.5 %	135,600 円	243,700 円
2 級	上級係員・主査の職務	5 人	12.5 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主査・係長の職務	10 人	25.0 %	222,900 円	354,700 円
4 級	課長補佐・主幹・指定係長の職務	14 人	35.0 %	261,900 円	395,800 円
5 級	課長・事務局長・指定課長補佐・指定主幹の職務	4 人	10.0 %	289,200 円	411,000 円
6 級	指定課長・指定事務局長の職務	2 人	5.0 %	320,600 円	424,700 円

- (注) 1 秩父別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

秩父別町	北海道	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,338 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,521 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### (2) 退職手当 (26年4月1日現在)

秩父別町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.12 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 22,607 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.12 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
犬取扱業務手当	全職員	犬の捕獲又は殺処分業務に従事し、又は補助したとき	日額 500円
伝染病防疫業務手当	全職員	伝染病が発生し又は発生するおそれがある場合に救護、処理消毒の業務に従事したとき	日額 500円
行路病死人取扱業務手当	全職員	身元不明の変死体又は行路病人の収容、処理、取扱の業務に従事したとき	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	2,417 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	53 千円
支給実績（24年度決算）	2,687 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	79 千円

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者なし1人のみ 11,000円 16歳～22歳までの扶養親族月額1人5,000円加算	同		5,943 千円	262,800 円
住居手当	借家 家賃に応じて支給（27,000円限度） 持家 10,000円 （新築等5年間12,000円）	異	持ち家なし	5,109 千円	159,600 円
通勤手当	交通機関利用55,000円限度 自動車利用（距離に応じ）2,000円～24,500円	同		50 千円	49,200 円
管理職手当	給料月額の8%以内	同		4,916 千円	367,125 円
寒冷地手当	世帯主 扶養親族のある職員 月額 26,380円 扶養親族のない職員 月額 14,580円 その他の職員 月額 10,340円 （経過措置あり）	同		4,386 千円	97,500 円
宿日直手当	日直勤務を命じられ勤務した職員に支給 日額4,200円	同		477 千円	12,600 円

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	町 長	717,000 (830,000)	円	(参考) 類似団体における最高/最低額 820,000 円 / 458,500 円			
	副 町 長	601,000 (669,000)	円	647,000 円 / 421,500 円			
	教 育 長	554,000 (594,000)	円	—			
報酬	議 長	241,200 (268,000)	円	310,000 円 / 171,000 円			
	副 議 長	190,800 (212,000)	円	251,000 円 / 119,000 円			
	議 員	159,300 (177,000)	円	230,000 円 / 100,000 円			
期末手当	町 長	(25年度支給割合)					
	副 町 長 教 育 長 議 長 副 議 長 議 員	3.95 月分 ※役職加算 15%					
退職手当	町 長	(算定方式) (支給時期)					
	副 町 長 教 育 長	給料月額×在職期間(年)×5.126		任期ごとに支給			
		給料月額×在職期間(年)×3.234		任期ごとに支給			
		給料月額×在職期間(年)×2.838		任期ごとに支給			
	備考						

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

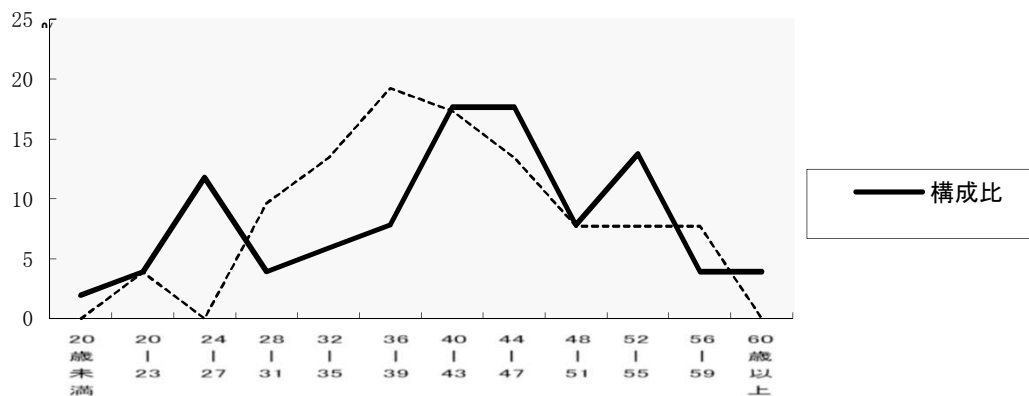
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
一般行政部門	議 会	2	2		
	総 務	15	15		
	税 務	1	1		
	農 林 水 産	7	7		
	商 工	1	1		
	土 木	5	5		
	民 生	8	8		
	衛 生	1	1		
	小 計	40	40		
特政特別部 行門	教 育	7	7		
	小 計	7	7		
公営会 企業部 等門	水 道	1	1		
	下 水	1	1		
	そ の 他	2	2		
	小 計	4	4		
合 計		51 [ 70 ]	51 [ 70 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	36歳	39歳	40歳	43歳	44歳	47歳	48歳	51歳	52歳	55歳	56歳	59歳	60歳以上	計
職員数	1人	2人	6人	2人	3人	4人	9人	9人	4人	7人	2人	2人	51人										

(3) 職員数の推移

部門別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	41	38	40	39	40	40	△1 (△2.4%)
教育	8	8	7	7	7	7	△1 (△12.5%)
普通会計 計	49	46	47	46	47	47	△2 (△4.1%)
公営企業等会計	4	4	4	4	4	4	0 (0.0%)
総合計	53	50	51	50	51	51	△2 (△3.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の勤務時間、その他の勤務条件

(1) 勤務時間（標準的なもの）

(平成26年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振				週休日
	開始時刻	終了時刻	休息时间	休憩時間	
38時間45分	8:30	17:15	廃止	12:00~13:00	土曜日 日曜日

(2) 休暇制度

種類	取得条件	期間	給与の支給
年次有給休暇	公務の正常な運営に支障をきたさないとき	1年につき20日 20日を限度に翌年に繰越することができる	有給
病気休暇	負傷及び疾病のため療養の必要があるとき	必要と認める期間	有給 (期間に応じ減給措置有)
特別休暇 (主なもの)	災害により、交通が遮断されたとき	必要と認める期間	有給
	選挙権その他公民としての権利を行使するとき	必要と認める期間	有給
	証人、参考人等として官公署等に出頭するとき	必要と認める期間	有給
	職員が出産するとき	出産予定日6週間前から産後8週間を経過する日までの期間	有給
	生後1年に達しない乳児に母乳を与えるとき	1日2回各30分	有給
	忌引のとき	(主なもの) 配偶者 7日以内 父母 7日以内 子 5日以内 祖父母 5日以内 兄弟姉妹 5日以内	有給
	法要のとき	父母、配偶者、子に限り1日以内	有給
	結婚のとき	5日以内	有給
	配偶者出産のとき	2日以内	有給
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1年につき5日以内	有給
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務を要しないことが相当と認められるとき	7月から9月の期間内における、連続する3日の範囲内の期間	有給	
骨髄移植の提供者となるとき	必要と認める期間	有給	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき	連続する6月の期間内において必要と認められる期間	無給
ボランティア休暇	職員が自発的、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき	1年につき5日以内	有給

## 8 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成26年度）

区分	処分者数	該 当 事 項
分限処分	降任 0人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務成績が良くない場合（地公法第28条第1項第1号）</li> <li>・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合（地公法第28条第1項第2号）</li> <li>・必要な適格性を欠く場合（地公法第28条第1項第3号）</li> <li>・職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合（地公法第28条第1項第4号）</li> </ul>
	免職 0人	
	休職 0人	
懲戒処分	免職 0人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に違反した場合（地公法第29条第1項第1号）</li> <li>・職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合（地公法第29条第1項第2号）</li> <li>・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合（地公法第28条第1項第3号）</li> </ul>
	停職 0人	
	減給 0人	
	戒告 0人	

（注）分限処分は、公務能率の維持を目的に職員に対して行われる処分です。

懲戒処分は、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

## 9 公平委員会の業務の状況（平成26年度）

職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件について適当な措置を行うよう要求したり、分限や懲戒などの処分を受けた場合の不服申し立ての機関として、関係法令に基づき、町は公平委員会を設置しています。公平委員会では、勤務条件に関する措置要求や不服申し立てがあった場合に、任命権者の人事権が適正に行使されるよう助言や審査などを行います。

平成25年度中の公平委員会での審査などの状況は、勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ては、いずれもありませんでした。

## 10 職員のサービスの状況（平成26年度）

区分	内容	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）	職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止（地公法第33条）	職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務（地公法第34条）	職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	0人
職務に専念する義務（地公法第35条）	勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。	0人
政治的行為の制限（地公法第36条）	政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。	0人
争議行為等の禁止（地公法第37条）	地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。	0人
営利企業等の従事制限（地公法第38条）	任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人



### 1.1 職員の研修の状況（平成26年度）

研修先	研修内容	受講者数
総務省自治大学校	第3部	1人
空知管内町村職員研修	初級・基礎	5人
市町村職員研修センター	管理能力	2人
市町村職員中央研修所	住民と行政の協働	2人
北海道市町村振興協会	市町村職員外国派遣研修	1人
北海道	総合政策部地域行政局市町村課	1人
合計		12人

### 1.2 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成26年度）

職員の生活の安定と福祉の向上を図るため、地方公務員等共済組合法に基づく北海道市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は、医療保険制度としての短期給付や年金制度としての長期給付などの共済事業を実施することにより職員の福利厚生の実現を図っています。

また、職員の健康増進・元気回復などの福利厚生事業については、本町職員で組織する町職員親睦会への助成などを通じて実施しています。平成26年度の助成金額は430千円を交付しています。

このほか、職員の健康管理のため総合検診（人間ドック）、定期健康診断（住民健診）を実施し、職員が安心して仕事に専念できる環境をつくっています。

#### 健康診断の実施状況

種類	受診者	対象者
総合検診（人間ドック）	39人	30歳以上の職員（30～40歳は隔年で受診）
住民健診	12人	総合検診該当者以外の職員